

東京都薬事審議会条例

昭和36年 3月31日条例第 23号
改正 昭和38年10月10日条例第 64号
昭和39年 7月31日条例第148号
昭和49年10月16日条例第104号
平成17年 3月31日条例第 60号
平成26年10月10日条例第125号

- (設置) 第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、薬事に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (所掌事項) 第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
- 1 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
 - 2 薬事の振興に関すること。
 - 3 法及び法に基く政令で定められた事項に関すること。
 - 4 前各号のほか、薬事に関すること。
- (組織) 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する委員23人以内で組織する。
- 1 学識経験のある者 10人以内
 - 2 薬事関係業者の代表 8人以内
 - 3 消費者の代表 5人以内
- 2 前項の委員のほか、専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に3人以内の専門委員をおくことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。
- (委員任期) 第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門委員は、専門の事項の調査が終了したときは、退任するものとする。
- (会長設置及び権限) 第5条 審議会に会長をおく。
- 2 会長は、委員が互選する。
 - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- (招集) 第6条 審議会は、知事が招集する。
- (定足数及び表決数) 第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (部会) 第8条 審議会は、必要と認めるときは、特定の事項ごとに、委員8名以内をもって組織する部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、審議会の意見に基き、審議会委員のうちから会長が指名する。
 - 3 部会に部会長をおく。部会長は、部会の委員が互選する。
 - 4 部会長は、部会を招集し、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
 - 5 部会の定足数及び部会の議事の表決数については、前条の規定を準用する。
- (幹事及び書記) 第9条 審議会に、幹事及び書記若干人をおき、東京都職員のうちから、知事が命ずる。
- 2 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。
 - 3 書記は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- (委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則（平成26年10月10日条例第125号）
この条例は、平成26年11月25日から施行する。